

別表 補助率及び助成限度額

区 分		補助率	限度額	備 考	
景観づくり団体活動	景観づくり住民協定又は景観協定に向けた調査費用 (会議費、調査費、研究・研修費、先進地視察費等)	1/1	5万円	3年間に限る	
	地域景観整備計画策定事業	1/1	10万円	1地区1回限り	
協定者が取り組む事業	建築物	外観整備	1/3	50万円	建物本体の外壁・屋根(改修の場合)、景観重要建造物の保全
		色彩の変更	1/3	30万円	屋根及び外壁のおおむね1/4以上の変更又は25㎡以上色彩変更
	工作物等	看板、のれんの設置、門、塀等の修景	1/2	20万円	
		不要な看板の撤去	1/2	10万円	
		自動販売機の修景	1/2	5万円	
		空調及び排水施設等の設備の修景	1/2	3万円	
		植栽及び公共的空間の整備	1/2	5万円	ベンチの設置等も含む
		廃屋等の解体撤去	1/3	30万円	解体後花壇等の設置を行うこととし、新築・改築等の場合の解体撤去は含まない
	樹木	樹木等の植樹	1/2	3万円	
		樹木の伐採	1/2	10万円	伐採は景観上支障となる場合とする
		景観重要樹木の保存	1/2	10万円	
	協定地区が取り組む事業	特別事業	屋外広告物の集合施設の設置	15/100	150万円
沿道の民有地を利用した公開空地の設置及び整備			15/100	150万円	
共同管理地等における小公園の設置及び整備			15/100	150万円	
修景事業		区域の特性を生かした修景事業	15/100	150万円	
		屋外広告物の除去・改善	1/2	20万円	
一般事業		地区で統一して設置する工作物の整備	2/3	20万円	統一して整備する工作物やベンチなど
		公会堂及び公衆浴場の外観整備	1/3	50万円	
	公会堂及び公衆浴場等周辺の公共的空間の整備	1/3	50万円		